

議第2号議案**関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第120条の規定により、関西広域連合議会の運営に関し必要な事項を定めるため、上記の議案を下記のとおり提出する。

平成23年8月19日

関西広域連合議会議長 様

提出者 関西広域連合議会議員

菅 谷 寛 志

尾 崎 要 二

記

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則制定の件

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年8月19日提出

提出者 関西広域連合議会議員

菅 谷 寛 志

尾 崎 要 二

関西広域連合議会規則第 号

関西広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

関西広域連合議会会議規則（平成23年関西広域連合議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第41条」を「第42条」に、「第42条・第43条」を「第43条・第44条」に、「第44条―第58条」を「第45条―第59条」に、

「第8節 表決（第59条―第69条）

第9節 会議録（第70条―第72条）」

を

「第8節 委員会（第60条―第71条）

第9節 表決（第72条―第82条）

第10節 会議録（第83条―第85条）」

に、「第73条―第78条」を「第86条―第92条」に、「第79条―第82条」を「第93条―第96条」に、「第83条―第88条」を「第97条―第102条」に、「第89条―第94条」を「第103条―第108条」に、「第95条」を「第109条」に、「第96条」を「第110条」に、「第97条」を「第111条」に改める。

第37条第1項に次のただし書を加える。

ただし、議長は、所管の常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

第97条を第111条とし、第90条から第96条までを14条ずつ繰り下げる。

第89条第2項中「第43条」を「第44条」に改め、同条を第103条とする。

第88条を第102条とし、第76条から第87条までを14条ずつ繰り下げ、第90条の前に次の1条を加える。

(請願を委員会付託した場合の取扱)

第89条 議長は、請願を所管の常任委員会又は特別委員会に付託することができる。

2 請願の内容が2以上の委員会の所管に属する場合は、2以上の請願が提出されたものとみなし、それぞれの委員会に付託する。

3 委員会は、請願について審査の結果を次の区分により議長に報告しなければならない。

一 採択すべきもの

二 不採択とすべきもの

4 委員会は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

5 採択すべきものと決定した請願で、知事その他の関係執行機関に送付することを適当と認めるもの並びにその処理の経過及び結果の報告を請求することを適当と認めるものについては、その旨を付記しなければならない。

第75条を第88条とし、第72条から第74条までを13条ずつ繰り下げる。

第71条中「第58条」を「第59条」に改め、同条を第84条とする。

「第1章 第9節」を「第1章 第10節」に改める。

第70条中第14号を第15号とし、第9号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加え、同条を第83条とする。

(9) 委員会報告書及び少数意見報告書

第69条中第2項を第3項とし、第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加え、同条を第82条とする。

議員の提出した修正案は、委員会の修正案より先に表決をとらなければならない。

「第1章 第8節」を「第1章 第9節」に改める。

第68条を第81条とし、第59条から第67条までを13条ずつ繰り下げ、第72条の前に次の1節、節名及び12条を加える。

第8節 委員会

(議長への通知)

第60条 委員会を招集しようとするときは、委員長は、開会の日時、場所、事件等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

(会議中の委員会の禁止)

第61条 委員会は、議会の会議中は、開くことができない。

(委員の発言)

第62条 委員は、議題について自由に質疑し、及び意見を述べることができる。ただし、委員会において別に発言の方法を決めたときは、この限りでない。

(委員外議員の発言)

第63条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対しその出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。委員でない議員から発言の申出があったときも、また同様とする。

(委員の議案修正)

第64条 委員は、付託された議案について、修正案を発議しようとするときは、その案をあらかじめ委員長に提出しなければならない。

(合同審査会)

第65条 委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、他の委員会と協議して合同審査会を開くことができる。

(証人出頭又は記録提出の要求)

第66条 委員会は、法第292条において準用する法第100条の規定による調査を委託された場合において、証人の出頭又は記録の提出を求めようとするときは、議長に申し出なければならない。

(所管事務等の調査)

第67条 常任委員会は、その所管に属する事務について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

2 委員外議員については、第63条（委員外議員の発言）の規定を準用する。

(委員の派遣)

第68条 委員会は、審査又は調査のため委員を派遣しようとするときは、その日時、場所、目的及び経費等を記載した派遣承認要求書を議長に提出し、あらかじめ承認を得なければならない。

(閉会中の継続審査)

第69条 委員会は、閉会中もなお審査又は調査を継続する必要があると認めるときは、その理由を付け、議長に申し出なければならない。

(少数意見の留保)

第70条 委員は、委員会において少数で廃棄された意見で他に出席委員1人以上の賛成があるものは、これを少数意見として留保することができる。

2 前項の規定により少数意見を留保した者がその意見を議会に報告しようとする場合においては、簡明な少数意見報告書を作り、委員会の報告書が提出されるまでに、委員長を経て議長に提出しなければならない。

(委員会報告書)

第71条 委員会は、付託された事件の審査又は調査を終ったときは、報告書を作り、議長に提出しなければならない。

第58条を第59条とする。

第57条中「第49条」を「第50条」に、「第53条」を「第54条」に改め、同条を第58条とする。

第56条を第57条とし、第39条から第55条までを1条ずつ繰り下げる。

第38条中「前条」を「前2条」に改め、同条を第39条とし、同条の前に次の1条を加える。

(委員会付託した場合の取扱)

第38条 委員会に付託した事件は、第71条（委員会報告書）の規定による報告書の提出をまって議題とする。

- 2 委員会が審査又は調査をした事件が議題となったときは、委員長がその経過及び結果を報告する。
- 3 第70条（少数意見の留保）第2項の規定による手続を行った者は、前項の報告に次いで少数意見の報告をすることができる。この場合において、少数意見が2個以上あるときの報告の順序は、議長が定める。
- 4 前2項の報告は、議会の議決により、又は議長において委員会の報告書若しくは少数意見報告書を配付し、若しくは朗読したときは、省略することができる。
- 5 委員長の報告及び少数意見の報告には、自己の意見を加えてはならない。
- 6 委員長の報告及び少数意見の報告が終ったとき又は委員会の付託を省略したときは、議長は、修正案の説明をさせる。
- 7 議員は、委員長及び少数意見を報告した者に対し、質疑をすることができる。修正案に関しては、事件又は修正案の提出者及び説明のための出席者に対しても、また同様とする。
- 8 議会は、必要があると認めるときは、委員会に付託した事件の審査又は調査につき期限を付けることができる。
- 9 前項の期限までに審査又は調査を終ることができないときは、委員会は、期限の延期を議会に求めることができる。
- 10 前2項の期限までに審査又は調査を終らなかったときは、その事件は、第1項の規定にかかわらず、議会において審議することができる。
- 11 議会は、委員会の審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、中間報告を求めることができる。
- 12 委員会は、その審査又は調査中の事件について、特に必要があると認めるときは、議会の承認を得て、中間報告をすることができる。
- 13 議会は、委員会の審査又は調査を経て報告された事件で、なお審査又は調査の必要があると認めるときは、更にその事件を同一又は他の委員会に付託することができる。

別表中「（第95条関係）」を「（第109条関係）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。